

平成14年7月9日

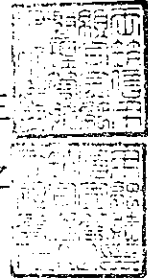
金 融 庁 長 官

森 昭 治 殿

両 筑 信 用 組 合

金融整理管財人 桐 山 暘 三

金融整理管財人 武 藤 知 之



預金保険法第80条に基づく報告（補遺）の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く
厚くお礼申し上げます。さて、預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり
の報告(補遺)を提出いたします。

1. はじめに

当組合は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という)を金融庁長官より受けるとともに、金融整理管財人は同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。当組合は預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成14年5月21日報告書を提出しました。

金融整理管財人は、預金保険法83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確化する為の調査を継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

2. 旧経営陣に対する民事上、刑事上の責任追及に関する措置について

(一)はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事、またはこれらの職にあった者に対する民事上、刑事上の責任追及を行うことが重要な職務の一とされています。(預金保険法83条)

就任後、金融整理管財人において、前理事長、専務理事、常勤理事2名、各担当部長に事情聴取を行い、又非常勤理事の大半にも面談をし、更に融資稟議書その他関連資料を調査検討するなどして事実関係の把握に努め、法的な責任追及が可能か検討を行なっていました。

(二) 特に、当組合が破綻に至った主な原因である多額の不良債権及び有価証券の損失について、旧経営陣の民事上、刑事上の責任追及ができないか調査を行いました。

(三)民事上の責任追及について

(1) 当組合は、平成2年11月26日貸出稟議規定を設け、その中で

50百万円以上の貸出については理事会の承認を得るものと定めていることから、過去10年間の50百万円以上の貸出につき、融資案件の稟議書と理事会議事録を調査した結果、手続違背は発見できませんでした。

当組合の預金残高は260億円前後を推移しているのに、1億円を超える過大な貸出が、平成7年から同9年に行われており、これらの大口の貸出が不良債権化したことが、当組合破綻の一因をなしたと考えられるので、当該融資案件を中心に検討しました。

それらの融資案件は、大口信用供与限度を超過するものもあるなど、当組合の規模からすると過大な融資であったと思われますが、融資の実行に際し組合の権限規程に沿った手続きを踏まえていたことなどから、現在までのところ旧経営陣の民事上の責任を問うことができる事実は発見されておられません。

- (2) 当組合は、低金利政策の下で融資による資金運用が苦しくなったこともあり、保有する有価証券の配当による利益を期待していたところ、当初は常勤理事の一名が担当していましたが、平成8年証券会社出身者を証券管理室長として招き、後に専務理事に任じて、その運用を委ねることとしました。

当組合が保有したのは、国債、社債、投資信託であり、証券不況による損失を生じ、これも又当組合破綻の一因となっているので、その任務違背による法律上の責任の有無を検討しましたが、その運用は、証券会社出身の専務理事に一任され、同人が理事会に報告をしながら運用をしており、特段の任務違背の事実は認められませんでした。

(四)刑事責任追及について

融資とその回収及び有価証券の運用に関し、背任、商法が準用される特別背任、及び金融犯罪行為がないか調査してまいりましたが、今日までの金融整理管財人の調査した事実では、刑事責任を追及できる事実は

認められませんでした。

(五) 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、現時点では民事上の法的責任追求できる事実は発見できず、刑事上の責任追及にも至りませんでした。

然しながら、今後、(株)整理回収機構による調査によって新たな事実が判明する可能性もあるところから、(株)整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定です。